

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例の一部の施行期  
日を定める規則をここに公布する。

令和二年二月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

#### 広島県規則第七号

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例の一

部の施行期日を定める規則

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例（令和元年広島  
県条例第二十五号）附則第三号に規定する規定の施行期日は、令和二年四月一日とする。